

法人税実務事例検討

## 第二子会社方式により事業継続した場合の 第一子会社への債権放棄の取扱い

E Y 税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

### 本事例における留意点

第二子会社方式により子会社の事業が継続している場合には、第一子会社の解散に係る債権放棄は寄附金として処理することが相当である。

### 事 例

当社が 100 % 出資する子会社の A 社（第一子会社）は、製造業と不動産業を営んでいますが、業況不振により資産状態が悪化し、債務超過の状態であり、A 社の自主再建は困難な状況にあります。

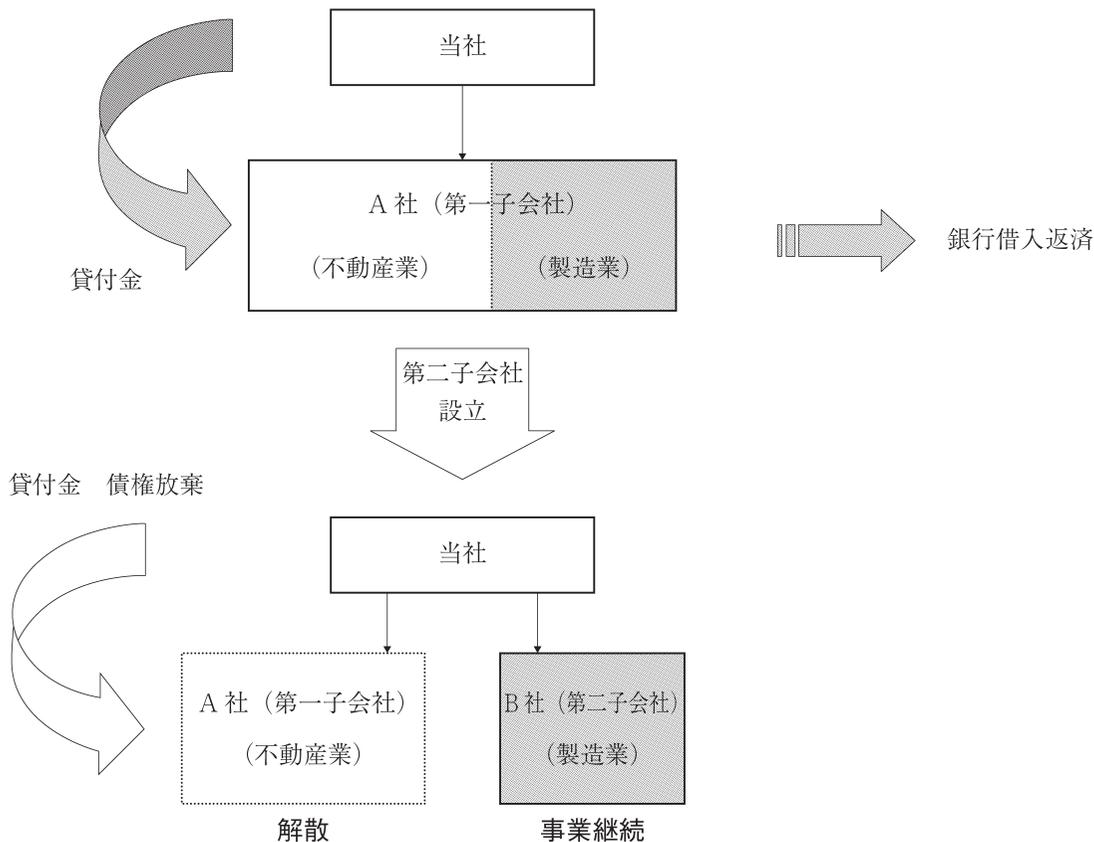
そこで、A 社の建て直しのために、当社の 100 % 出資により新たに B 社（第二子会社）を設立し、A 社から事業内容が良好な製造業部門を B 社に引き継いで事業継続を図り、一方で A 社の有する銀行からの借入金は当社からの貸付金によって弁済し、その後に A 社を解散する予定であることから、これによって生じる A 社への貸付金については債権放棄する予定でいます。

A 社は債務超過のまま解散することから、この貸付金の債権放棄に伴う損失は、税務上の損失として認められますか。

#### (注) 第二子会社方式とは

業況が良好な事業部門を別法人（以下「第二子会社」といいます。）に分離し、不良事業を分離元法人（以下「第一子会社」といいます。）に残した上で、その第一子会社を清算する手法をいい、業況不振の法人を再生させる有力な方法と考えられています。

【第二子会社方式の概要】



I ▶ 本事例における法令等の検討

1 貸倒損失

以下の法人税基本通達により、税務上の貸倒損失として損金算入が認められる要件を明らかにしています。

(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)  
 9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次

に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲

げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

#### (回収不能の金銭債権の貸倒れ)

9-6-2 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

(注) 保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

#### (一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)

9-6-3 債務者について次に掲げ

る事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権(売掛金、未取請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。以下9-6-3において同じ。)について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。

(1) 債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後1年以上経過した場合(当該売掛債権について担保物のある場合を除く。)

(2) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

(注) (1)の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はない。

## 2 子会社等からの撤退費用

会社法上の株主有限責任という原理からすると、その範囲を超えて行われる親会社による子会社に対する経済的な利益の供与は寄附金に該当することになります。しか

しながら、例えば、業績不振の子会社を解散することとしたが、その子会社には従業員退職金を支払う資力がない。このような場合において、退職金の支給なしに子会社の従業員を整理すること等が許されない社会情勢にあること、また、親会社として子会社の従業員を再雇用することによる過剰人員を抱えることを避けなければならないこと、などからやむを得ず親会社が子会社に対して退職金の支給原資を援助する場合があります。そのような場合にまで、その援助額を寄附金とみることは著しく実態に合わないと考えられます。

なお、法人税基本通達においては、以下のように定められています。

#### (子会社等を整理する場合の損失負担等)

9-4-1 法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等（以下9-4-1において「損失負担等」という。）をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

(注) 子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる。

### 3 子会社等の再建費用

法人が子会社等に対する貸付金の金利を減免した場合、その減免額は子会社等に対する経済的な利益の供与額として、寄附金課税の対象となるというのが一般的な事例に適用される税務の考え方です。しかしながら、それが、経営危機に陥っている子会社等の倒産を防止してこれを再建するために不可欠のものであれば、寄附金としない取扱いとなっています。

なお、法人税基本通達においては、以下のように定められています。

#### (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)

9-4-2 法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等（以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。）をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

(注) 合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと

認められる再建計画は、原則として、合理的なものとして取り扱う。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 第二子会社方式を利用した経営主体の移転に伴う損金の取扱い

分離前の法人が倒産の危機に瀕しており、その原因がもっぱら親法人の経営責任によって生じたと認められ、第二子会社の経営主体が親会社から第三者へ移転するような場合には、実質的な経営権の譲渡と考えられますので、この第一子会社の清算に係る親会社の損失負担額については、法人税基本通達 9-4-1 により、寄附金以外の損金として認められることとなります。

### 2 債権放棄と寄附金

上記の法人税基本通達 9-6-1(4)において、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権について弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対して書面により明らかにした債務免除額については、税務上、貸倒損失として損金の額に算入することが認められています。

しかしながら、貴社の場合、A社の状態が債務超過の状態で債権回収は困難な状況にあるとしても、製造業部門の事業内容が良好ということですから、A社の債務のうち製造業部門の収益により補われる部分については弁済を受けることができないとは認められませんし、そもそもA社に対する

貸付金の貸倒れリスクはA社の債権者である銀行が負うべきものですので、法的に貴社が負担すべき理由はないと考えられます。

したがって、貴社の貸付金の債権放棄に係る損失は、貸倒れとは認められず、A社に対する債権放棄額については、税務上、貴社がA社に贈与(寄附)したものとして取り扱われることとなります。

### 3 A社の経営権

A社は製造業と不動産業を営む貴社の100%子会社で、そのうちの業況の良好な製造業部門をB社に移管するとのことですが、B社は貴社の100%子会社であることから、B社が営むこととなる製造業については、貴社の100%子会社であるA社から、やはり貴社の100%子会社であるB社に移管したということであり、親会社である貴社はA社への経営責任があるとしても、A社の行っていた製造業の経営権を譲渡したもとは認められません。

また、貴社がA社を清算しその損失を全額負担することについて、すなわちA社の債権者である銀行への返済のために貴社からA社に貸付けを行い、その貸付金を債権放棄することの経済合理性が明確ではありませんので、上記の法人税基本通達 9-4-1 の適用はなく、貴社からA社に対する経済的利益の供与として寄附金として処理することが相当です。

なお、本事例においては、債務超過であり、かつ、自主再建の困難な状況にあるA社に対して親会社である貴社は、法人税基本通達 9-4-2 の適用を検討すべきと考えます。

(了)